

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		期	5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定	3	第 号	繰	同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
特定株式等の認定	4	第 号	越	計	15	
当期積立額	5		額	(13)+(14)	15	
積立限度額	6		の	当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	16	
積立限度額の計算	7		計	期末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
	8		算	貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	18	
	9		の	差引	19	
	10		金額との差額の明細	(18)-(17)	19	
	11		当期分	貸借対照表の取崩不足額(15)-((5)-((18)-前期の(18)))	20	
	12		前	当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	21	
	13		期	前期末における差額(前期の(19))	22	
	14		分			
	15		以			

P50参照

益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金の額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間均等益金算入による場合(23)× $\frac{1}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度を経過した日の翌日	円	円	円	円	
積立事業年度を経過しない日の翌日					円
当期分					
計		円	円	円	

別表十二(一) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。